

(参考) 大阪市移動支援事業実施要綱 (抜粋)

---

(移動支援事業者の登録の取り消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその効力の全部若しくは一部を停止することができる。

(1) ～ (4) (略)

(5) 法第36条に規定する障害福祉サービス事業者指定（居宅介護、行動援護、同行援護及び重度訪問介護の指定に限る。）を受けている移動支援事業者が、法第50条の規定により当該指定を取り消されたとき

(6) ～ (8) (略)